

情報提供日：令和8年8月10日

龍ヶ崎市が通知した介護保険料（特別徴収額）と日本年金機構から通知された 介護保険料額が相違している事案の発生について【第一報】 （令和8年8月10日 午後5時 現在）

龍ヶ崎市健康スポーツ部介護保険課が、令和8年7月13日に発送した「令和8年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知」において、日本年金機構から送付された年金振込通知書に記載された介護保険料額と異なる事案が発覚しました。

現在、原因や対象者数、影響額を調査中です。事案発覚後、次のとおりの対応を行っておりますことをお知らせします。

【事案の概要】

- 事案発覚日 令和8年8月7日（金）午後3時頃 市民からの問い合わせにより発覚
- 原因 現在、システムの保守管理会社を通じて、調査中
- 対象 龍ヶ崎市第1号介護保険被保険者
対象者数：現在、調査中（判明次第、公表予定）
※現時点での市民からの問い合わせは2件
- 概要 令和8年度介護保険料の特別徴収をする際、本算定（第4期：10月）以降の負担が極端に過大・過小とならないよう、年額を鑑みて第3期（8月）の納付分から均等化（平準化）するためのシステム処理を行った上で、本市が通知書を発送した。
本来であれば、年金振込通知書に記載されている第3期の徴収額は平準化後の金額となるものが、市民の問い合わせを受け、8月7日に日本年金機構に問い合わせたところ、同機構の通知書が平準化前の金額であることが判明した。
これにより、実際の徴収額とは異なり、介護保険料の追加徴収又は還付が発生する可能性があります。（影響額は調査中）

■経緯及び現在の状況

日付	内容
7/13（月）	令和8年度納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書を発送
8/7（金）	市民からの問い合わせにより、事案を確認。対象者等確認作業を開始

【今後の対応】

対象となる方が確定したのち、お詫び文を送付のうえ、追加徴収・還付などが発生する場合には、個別に対応させていただく方向で現在準備中です。

【萩原 勇 龍ヶ崎市長コメント】

市民の皆さまの信頼を損ねる事態が発生し、心からお詫び申し上げます。

現在、システム保守会社と連携し、原因及び対象となる方の抽出を進めております。原因が判明し、対象者が確定次第、今後の対応を各種広報媒体で、適切に情報発信してまいります。

また、今回の事態が発生した原因を見極め、適切な再発防止策の構築を進めてまいります。

担当課	龍ヶ崎市 健康スポーツ部 介護保険課 介護保険グループ 担当者：沼尻・石橋（ぬまじり・いしばし） 連絡先：0297-60-1529（直通）
-----	--